

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号
手続名	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	根拠条項	第42条第1項
審査基準	<p>第42条第1項の規定による商工組合及び商工組合連合会の設立の認可に係る審査基準は、「商工組合制度の運用について（昭和37年7月31日付け37企庁第918号）」1及び2並びに「商店街組合の設立及び運用について（昭和37年10月6日付け37企庁第1100号）」のとおりとする。</p>		
受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課
		交付機関	産業政策課
		標準処理期間	60日
		標準経由期間	日
		目次NO	39